

○財務省告示第百五十二号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
三十年五月二十一日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年六月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百五十九回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五								
額最		払込		発		方募								
低	行争非者特													
額	入札格第I加													
面	発競													
金	発競													
五		八	二	額	四	額	込	募	各	当	も	各	価	一
万		千	十	面	千	面	み	限	国	て	の	申	格	国
円		八	七	金	万	金	の	度	債	る	か	込	競	債
		十	五	額	円	額	応	の	市	。	ら	み	争	市
		五	三	で	で	で	募	額	場	。	そ	の	入	場
		億	千	八	三	三	額	を	特	の	の	う	札	特
		千	七	千	兆	兆	割	割	別	範	応	ち	発	別
		四	百	八	五	五	り	内	参	囲	募	ち	行	参
		十	八	十	千	千	当	に	加	に	額	募	「	加
		八	億	三	七	七	て	お	者	い	を	価	と	者
		万	七	億	百	百	る	い	ご	て	順	格	い	・
		百	千	七	十	十	。	各	と	各	次	の	う	第
			八	億	六	六	申	申	の	申	割	高	。	I
			百	八	億	億			応	り	り	い	。	非

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行	の記載又は記録は、最低額面金
十一	発行価格	額の整数倍の金額によるものと
十二	発行期限	平成三十年五月二十一日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	額面金額百円につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成三十年五月二十一日